

# 秋田公立美術大学リポジトリ運用規程

令和2年3月31日

規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された成果物および所蔵してきた学術研究資料（以下「成果物等」という。）を登録して保存し、インターネットを介して公開することにより、本学の学術成果を社会に還元し、教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

(登録対象者)

第3条 本学の教育研究活動において作成された成果物等をリポジトリに登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員（常勤・非常勤を問わない。退職者を含む。）
- (2) 本学に在籍する学生で、担当教員の確認を得た者
- (3) その他、本学附属図書館長（以下「図書館長」という。）が必要と認められた者

(登録要件)

第4条 リポジトリに登録する成果物等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 登録を申請する者が主たる作成者であること。
- (2) 著作権を含む知的財産権（以下「著作権等」という。）に係る法令を遵守していること。

(3) プライバシーを侵害しないものであること。

(4) 公序良俗、社会通念上又は情報セキュリティ上に問題がないこと。

(登録成果物等)

第5条 リポジトリに登録する成果物等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学位取得のため、本学に提出した博士論文

(2) 紀要等の学内刊行物に掲載された資料

(3) その他、図書館長が必要と認めたもの

(登録申請者の責務)

第6条 リポジトリの登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）

のリポジトリの登録に係る責務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 成果物等の著作権処理は、登録申請者が行うこと。

(2) 成果物等の内容については、登録申請者が責任を負うこと。

(3) 成果物等の公開について、許諾していること。

2 登録申請者は、他に当該成果物等の著作権を有する者（共著者等）が存在する場合、第8条各号について、あらかじめ同意を得ておくものとする。

3 登録申請者は、当該成果物等に第三者の権利が関わる場合、第8条各号について、関係者の許諾を得ておくものとする。

(登録手続き等)

第7条 登録申請者は、申請を行うに際し、登録しようとする成果物等を図書館長が定める形式に加工し、著作権を含む知的財産権その他の権利に係る処理を完了したうえで、「秋美リポジトリ登録申請書」を加工した成果物等と併せて、図書館長に提出しなければならない。

2 前項の成果物等の登録は、教育研究審議会の承認を得たうえで、図書館長が行う。

3 前2項に関わらず、第5条第1号および第2号に係る成果物等の登録

については、教育研究審議会の承認を要しない。

- 4 本学リポジトリにおける電子媒体上の環境に大幅な変更が生じた場合を除き、提出する成果物等の形式は原則としてPDFファイル形式とする。

(成果物等の利用)

第8条 本学は、登録された成果物等を次の各号に定める方法で利用するものとする。

- (1) 登録申請者から提供された成果物等を電子的に複製し、リポジトリ関連サーバーに原則無期限で保存すること。
- (2) インターネットを通じ、前号の保存した成果物等を、不特定多数に対し公開すること。
- (3) 成果物等の保存および利用可能性の維持のために、別の媒体に複製又は媒体変換を行うこと。

(許諾等)

第9条 登録申請者は、登録に際し、前条各号について、本学に許諾したものとする。ただし、成果物等の著作権については、登録後も著作権者に留保される。

(公開および公開の停止)

第10条 図書館長は、登録された成果物等について、第4条および第6条の要件が満たされたものについて、公開するものとする。

- 2 図書館長は、申請があった成果物等について、第4条および第6条の要件が満たされないと判断した場合は、公開の手続きを行わず、理由を付して登録申請者に速やかに非公開の通知を行う。
- 3 図書館長は、成果物等を公開した後に、第4条又は第6条に抵触し、公開に支障があると判断した場合は、登録申請者に対し事前に通知することなく、成果物等の公開を中止することができる。ただし、公開停止後、速やかに登録申請者に対してその旨を通知するものとする。

(登録の削除および変更)

第11条 リポジトリに登録した資料の削除および変更については、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 登録申請者が削除又は変更を申請し、図書館長が必要と認めた場合

(2) 図書館長が第4条又は第6条に照らし、公開を不適切と判断した場合

2 前項第1号に基づき登録申請者が登録公開された成果物等の削除を求めるときは、「秋美リポジトリ登録削除申請書」を図書館長に提出しなければならない。

3 第1項第1号に基づき登録申請者が登録公開された成果物等の変更を求めるときは、「秋美リポジトリ登録内容変更申請書」を変更した成果物等と併せて、図書館長に提出しなければならない。

4 変更登録申請に基づく成果物等の登録は、第7条第2項の手続きを経て、登録済みの成果物等の登録を削除した後、新たに行うものとする。

(免責事項)

第12条 本学は、リポジトリに登録された成果物等の登録、公開もしくは利用によって生じた登録申請者、著作権等を有する者又は利用者等の損害および不利益について、一切その責任を負わないものとする。

(管理運用)

第13条 リポジトリの管理運用は、本学附属図書館において行うものとし、図書館長を責任者とする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの管理運営に必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

